児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定.

道路の区域の変更......

(道

路 同

課 :

=

障害福祉サービス事業者の指定......

(障害福祉課) ...

同

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定.......

介護保険法による居宅サービス事業者の指定.....

保高

告

示

目

次

土地改良区の役員の退任.

人事委員会

土地改良区の定款変更の認可......

土地改良区の役員の就任

県三

껃띡

出

先 機 関 右 右

同 同 右

県上

民北

三.

同同

: :

ᄁᄓ \equiv 県西

民地

局域

三

建設業者の許可の取消し.....

公

告

平成二· 第三千六百八十九号

警備員指導教育責任者講習 (追加取得講習) の実施

誤

五月十日 一十五年 日

平成二十四年十月十五日定例選挙管理委員会中...... 正

示

青森県告示第三百九十四号

のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、 より公示する。 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第四十一条第一項本文の規定により、次 同法第七十八条第一号の規定に

平成二十五年五月十日

青森県知事

Ξ

村

申

吾

トト株式会 社 I 氏名 指定居宅サービス事業者 称 又 名は 町一丁目四の一 所在地又は住所主たる事務所の 類 に 居 こ の 種 種 訪問介護 ートむつ ポ 名 事 業 所居宅サービス事業を行う 称 丁目八の三六むつ市小川町 所 在 地 臺平 華成 年指 月 日定

青森県告示第三百九十五号

(県上

民北

局域

:

끄디

:

껃

の規定により公示する。 のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、 介護保険法 (平成九年法律第百二十三号) 第五十三条第一項本文の規定により、 同法第百十五条の十第一号 次

を定める規則) の一部を改正する規則......

(職

員

課

:

ᄁᄓ

人事委員会規則一四

○ (県職員に係る管理職員等の範囲

公安委員会

警備員指導教育責任者講習

(新規取得講習)

の実施

企生

安

課全

:

同

番図 号面

種道 路 類の

> 路 線 名

> 変

更

の

三戸郡南部町大字剣吉字前田二の三戸郡南部町大字剣吉字前田八の

平成二十五年五月十日

非	
Ξ	
村	ţ
Ħ	

吾

社 四 日四の一 日 日四の一 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日 日	氏 名 所在地又は住所名 称又は 主たる事務所の	事業業 者指定介護予防サービス
訪 問 介 護 予 護 防	の [†] 種類 類 b	ナ介 護予 な防
ート ト な つ ポ	名称	行護予防#
丁む	所	事リー
八市 の小 三川	在	業事業
六町	地	所を
亖平 • 成 □	年月日	指 定

青森県告示第三百九十六号

う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。 百二十三号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービス事業を行 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成十七年法律第

平成二十五年五月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

福人社	名	= +15
祉東会		事指定
会北福 赤祉		障
松法	称	害
往上 来北	所主	業福 業祉
ノ郡	たる事	サ
ノ郡 下東 三北	在事 務	ا
四町字	が明め	ビ 者ス
支就 援労	のt 種	害
B継 型続	類と	ご福 ス祉
	名	\ <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>
太ぷ業支定		事障害
陽ら所援就 の第B労 も二型継		福祉:
も二型継	称	社
土上 場北	所	業 所
二和		して
五東	在	を行
北町	116	所う
字	地	
臺平 • 成	告	指
章 放	月	定

青森県告示第三百九十七号

の二十四第一号の規定により公示する。 より、次のとおり障害児通所支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の五 児童福祉法 (昭和二十二年法律第百六十四号) 第二十一条の五の三第一項の規定に

平成二十五年五月十日

ᆂ		
Ħ		
*		
**		
444		
旦		
青森県知事		
ΔΠ		
ᄱ		
=		
垂		

Ξ

村

申

吾

臺平 ♣成	七稲字	の字田 二東市 九小大	七本十四木和	2	てみる	ビデ放 スイ課 サー 手	の八九 大和田市大字相	森人 日 セ オ の 大団 法
年月1	地	在	所	称	名	種所 類 3 初	の 所 在 地主たる事務所	名称
指 定	を 行	事業を	所支援	事 業児 所通 55	う障 事害	所障 害 受児 の通	通所支援事業者	指定障害児通

青森県告示第三百九十八号

道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号) 第十八条第一項の規定により、 次のとおり

道路課において一般の縦覧に供する。 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十五年六月九日まで青森県県土整備部

平成二十五年五月十日

青森県知事 Ξ 村 申 吾

の一まで	固
——— 前	前変 後更 別の
二四・六五メートルまで四・六〇メートルから	敷地の幅員
二六八・八六メートル	敷地の延長備者
	有

		1
		道
		軽米名川線
	三戸郡南部町大字剣吉字前田一の一まで	三戸郡南部町大字剣吉字前田八の一〇から
寄号くよろか	後	前
名尔 1—才—朱代会士	五七・二三メートルまで	八一・六〇メートルまで
	三〇三・七七メートル	三〇三・七七メートル

公

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年五月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 株式会社応電社

代表者の氏名

神孝幸

主たる営業所の所在地 五所川原市字田町二〇

許可番号 青森県知事許可 (般 二四)第一二五四号

兀

六 五

取消年月日 平成二十五年四月十九日

取消しに係る建設業の許可

消防施設工事業に係る一般建設業の許可

取消しの原因となった事実

七

IJ 確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十五年四月一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年五月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号、又に名称 トー オー 株式会社

代表者の氏名 岩崎 泰彦

主たる営業所の所在地 十和田市稲生町六の一五

許可番号 青森県知事許可 (般 二二) 第七九二六号

兀 \equiv

取消年月日 平成二十五年四月十八日

取消しに係る建設業の許可

六 五

建築、屋根工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当す 平成二十五年三月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、

る

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年五月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

中栄建設工業株式会社

= 代表者の氏名 中野渡 石雄

商号又は名称

主たる営業所の所在地 十和田市西一番町一五の一四

 \equiv

兀

許可番号 青森県知事許可 (般 二〇) 第二三二九号

取消年月日 平成二十五年四月十八日

六 五 取消しに係る建設業の許可

大工、屋根、タイル・れんが・ブロツク、内装仕上工事業に係る一般建設

業の許可

七 取消しの原因となった事実

兀

り確認された。このことが、 平成二十五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ 建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。 建設業法 (昭和二十四年法律第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり

平成二十五年五月十日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

商号又は名称 中栄建設工業株式会社

代表者の氏名 中野渡 石雄

 \equiv 主たる営業所の所在地 十和田市西一番町一五の一四

許可番号 青森県知事許可 (特 二〇) 第二三二九号

五 取消年月日 平成二十五年四月十八日

取消しに係る建設業の許可

造園工事業に係る特定建設業の許可

七

取消しの原因となった事実

り確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。 平成二十五年三月十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出によ

出 先 機 関

土地改良区の役員の就任

により公告する。 地土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、福 次のとおり役員の就任の届出があったので、 同条第十七項の規定

平成二十五年五月十日

三八地域県民局長 中 嶋 和 行

理	区役員 別の
事	別の
髙	氏
仁	名
三戸郡南部町大字小泉字上舘野八の四	住
泉字上舘野八の四	所
平成霊。	就任の年月日

土地改良区の定款変更の認可

により公告する。 地改良区の定款の変更を平成二十五年四月二十三日認可したので、同条第三項の規定 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第三十条第二項の規定により、 舘土

平成二十五年五月十日

三八地域県民局長

中

嶋

和

行

土地改良区の役員の退任

定により公告する。 沢平土地改良区から、 土地改良法 (昭和二十四年法律第百九十五号) 第十八条第十六項の規定により、滝 次のとおり役員の退任の届出があったので、同条第十七項の規

平成二十五年五月十日

上北地域県民局長

Ξ

上

俊

孝

理	区役 員 別の
事	別の
岡山	氏
時 夫	名
上北郡東北町字滝沢平二の七一九	住
九	***
平成室。四七	退任の年月日

事 委 員

改正する規則をここに公布する。 人事委員会規則一四 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の一部を

平成二十五年五月十日

青森県人事委員会委員長 寺 尾

部を改正する規則 人事委員会規則 四四 0 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) <u>の</u>

次のように改正する。 人事委員会規則 四四 0 (県職員に係る管理職員等の範囲を定める規則) の 一部を

別表第一号の表知事部局の項の第八号中二をホとし、同号八中「二」を ゙゙ゕ゙ に改

同八を同号二とし、 同号口の次に次のように加える

総括主幹 (給与制度に関する事務を担当するものに限る。)

別表第一号の表知事部局の項の第十一号中 副参事 総括主幹」 を「副参事」

に改める。

2

務等を主として担当するものに限る。) 」を加える。 別表第二号の表地域県民局の項の第七号中「次長」の下に「 (地域整備部の人事事

この規則は、公布の日から施行する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第四十七号

第二条の規定により公示する。 のとおり実施するので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等 第一号に規定する警備員指導教育責任者講習 (以下「新規取得講習」という。) を次 に関する規則 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号。 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。以下「講習規則」という。) 以下「法」という。) 第二十二条第二項

平成二十五年五月十日

青絑県公安委員会委員長 木 村 八

講習の区分

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る新規取得講習

実施期間及び実施時間

進

日を除く。) の午前九時から午後四時五十五分まで 平成二十五年六月二十四日 (月) から同年七月一日 (月) まで (土曜日及び日曜

実施場所

Ξ

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

兀 受講定員

八人 (予定)

受講対象者

五

- 区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三年以上である者 受講申込日において、次のいずれかに該当する者とする。 最近五年間に受講しようとする警備業務 (以下「当該警備業務」という。) の
- という。) の交付を受けている者 係るものに限る。) に係る法第二十三条第四項の合格証明書 (以下「合格証明書] 警備員等の検定等に関する規則 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以 「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に
- 交付を受けた後、継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の 検定規則第四条に規定する二級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限
- 項に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した 六十一年国家公安委員会規則第五号。 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和 以下「旧検定規則」という。) 第一条第二
- 5 のに限る。) に合格した警備員であって、 以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 (当該警備業務の区分に係るも 当該検定に合格した後、 継続して一年

受講申込みの手続

受講申込みの受付期間等

1

受付期間

脩

平成二十五年五月二十七日 (月) から同月三十一日 (金) までの間

 (\Box) 受付時間

 (\equiv) 受付の締切り 午前九時から午後五時までの間

受付を締め切る 受講申込みの受付は先着順とし、 受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

申込方法

3

こととし、郵送等による申込みは認めない 六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う

受講申込みの書類

疎明する次の書面一通を添付すること。 メートルの写真一葉を貼り付けること。) 一通に、受講対象者に該当することを 講習規則別記様式第一号の受講申込書(申込み前六月以内に撮影した無帽、 上三分身、無背景の縦の長さ三・○センチメートル、横の長さ二・四センチ 正

の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書 五の1に該当する者は、 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等

の合格証明書の写し 五の2に該当する者は、 一級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。)

の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 五の3に該当する者は、二級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。

五の4に該当する者は、) の合格証の写し 旧一級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限

(Ti) 五の5に該当する者は、 旧二級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限

)の合格証の写し及び警備業務従事証明書

5 受講手数料

受講手数料三万八千円を青森県収入証紙により、 受講申込書提出時に納入する

七 講習受付時間

講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

八 その他

1 Ų 講習終了後、 講習修了証明書を交付する 修了考査を行い、 講習に係る事項を修得したと認められる者に対

受講者は、筆記用具を持参すること。

受講申込みに関する問合せ先

電話〇一七 青森県警察本部生活安全部生活安全企画課 七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署(警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

青森県公安委員会告示第四十八号

るので、 う。) 第七条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書 習等に関する規則 の警備業務の区分に係る講習。 という。) の交付を受けている者に対する当該資格者証等に係る警備業務の区分以外 指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講 第一号に規定する警備員指導教育責任者講習(法第二十二条第二項に規定する警備員 警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号。以下「法」という。) 第二十二条第二項 講習規則第二条の規定により公示する。 (昭和五十八年国家公安委員会規則第二号。 以下「追加取得講習」という。) を次のとおり実施す 以下「講習規則」とい (以下「資格者証等」

平成二十五年五月十日

青絑県公安委員会委員長 木 村 八 脩

講習の区分

法第二条第一項第三号に規定する警備業務に係る追加取得講習

=実施期間及び実施時間

日を除く。) の午前九時から午後四時まで 平成二十五年六月二十七日 (木) から同年七月一日 (月) まで (土曜日及び日曜

兀 青森市問屋町一丁目一〇の一〇 \equiv

実施場所

受講定員

青森市はまなす会館

二人 (予定

五

受講対象者

う。) の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の交付を受けている者で、 く 受講申込日において、受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」とい 次のいずれかに該当するものとする。 か

- 年以上である者 最近五年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して三
- 2 という。) の交付を受けている者 係るものに限る。) に係る法第二十三条第四項の合格証明書 (以下「合格証明書」 警備員等の検定等に関する規則(平成十七年国家公安委員会規則第二十号 「検定規則」という。) 第四条に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に 以
- 3 る。) に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の 交付を受けた後、 検定規則第四条に規定する二級の検定 継続して一年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事し (当該警備業務の区分に係るものに限
- 項に規定する一級の検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。) に合格した 六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧検定規則」という。) 第一条第二 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則 (昭和
- 以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの のに限る。) に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して一年 旧検定規則第一条第二項に規定する二級の検定 (当該警備業務の区分に係るも

受講申込みの手続

受講申込みの受付期間等

青

1

森

受付期間

平成二十五年五月二十八日 (火) から同月三十一日 (金) までの間

受付時間

午前九時から午後五時までの間

受付を締め切る 受講申込みの受付は先着順とし、 (\equiv)

受付の締切り

2 受講申込書の受付場所

青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

- 3 申込方法 六の2の受付場所に受講申込みの書類及び受講手数料を持参して申込みを行う
- 4 こととし、郵送等による申込みは認めない 受講申込みの書類

(

者に該当することを疎明する次の書面 係る警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る資格者証等の写しに、受講対象 メートルの写真一葉を貼り付けること。) 一通及び既に交付を受けている受講に 講習規則別記様式第一号の受講申込書 (申込み前六月以内に撮影した無帽、正 上三分身、 無背景の縦の長さ三・〇センチメートル、横の長さ二・四センチ 一通を添付すること。

面

五の1に該当する者は、 警備業務に従事していたことを証明する警備業者等

の作成に係る書面 (以下「警備業務従事証明書」という。) 及び履歴書

の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 五の2に該当する者は、一級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。

 (\Box)

- (\equiv) 五の3に該当する者は、二級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限る。
- の合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
- る。) の合格証の写し 五の5に該当する者は、旧二級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限 五の4に該当する者は、 旧一級検定 (当該警備業務の区分に係るものに限
- 受講手数料 る。) の合格証の写し及び警備業務従事証明書
- ےے 受講手数料一万四千円を青森県収入証紙により、受講申込書提出時に納入する

5

(Ti)

講習受付時間 講習初日の午前八時三十分から午前九時までの間

七

八 その他

- 1 講習終了後、 修了考査を行い、 講習に係る事項を修得したと認められる者に対
- 受講者は、 筆記用具を持参すること。

講習修了証明書を交付する。

2

九 受講申込みに関する問合せ先

受講申込者の人員が予定人員に達し次第、

青森県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話〇一七

七二三 四二一一内線三〇四五

2 青森県内の警察署 (警察署分庁舎を含む。) の生活安全課又は刑事生活安全課

正

誤

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東奥印刷株式会社(印刷所・販売人)

社 | 定価小口一枚二付十五円一銭| | 毎週月・水・金曜日発行

			F				
- おいらせ町山崎二五八二の	- おいらせ町山﨑二五八二の	表中	下	六	第 六 一 号	委員会告示青森県選挙管理	第三六〇四号
正	誤	行	段	号ページ	番号	区分	発行年月日

選挙管理委員会事務局